

利用終了及び資金決済に関する法律に基づく払戻し実施のご案内

株式会社オアシスMSC発行のテレビカード
1,500分、1,455分について（愛媛労災病院用）

これまでのご利用に対しまして、厚く御礼申し上げます。

株式会社オアシスMSCが発行したテレビカード1,500分、1,455分（愛媛労災病院用）につきましては、平成28年8月30日（火）をもちましてご利用を終了させていただきました。

ご利用終了日：平成28年8月30日（火）

ご利用終了日後のテレビカード残額精算について

上記ご利用終了日経過後のテレビカード残額精算につきましては、資金決済に関する法律第20条第1項の規定に基づき、払戻しを行いますので、以下の払戻し申出期間内にお申し出ください。

払戻し申出期間：平成29年4月12日（水）8時から

平成29年6月30日（金）18時00分まで

平日：8時00分～18時00分 土・日・休祝日：8時30分～14時30分

※ 上記払戻し申出期間内に申し出がない場合、当該払戻し手続きから除斥されますので
ご注意ください。

お申し出方法及び払戻し方法

愛媛労災病院2階売店に残額があるテレビカードをお持ちください。その場で現金にて精算いたします。

払戻しの対象となるテレビカード

下記のとおり、表面または裏面の発行者が「株式会社オアシスMSC」と記載されているテレビカード



ご使用上の注意

- このカードは1500分です。
- カードの残時間数は、カードタイマーに挿入すると表示されます。
- このカードは購入された病院のみ使用できます。
- 折り曲げたり、汚したり、磁気に近づけないでください。
- 破損、信号消去、紛失に対して責任を負いかねますので、取扱には注意してください。

株式会社
オアシスMSC

ご使用上の注意

- このカードは24時間15分（1455分）です。
- カードの残時間数は、カードタイマーに挿入すると表示されます。
- このカードは購入された病院のみ使用できます。
- 折り曲げたり、汚したり、磁気に近づけないでください。
- 破損、信号消去、紛失に対して責任を負いかねますので、取扱には注意してください。
- 深埋のご使用はご遠慮ください。
- テレビご使用の際は、イヤホーンをご利用ください。
- 発行者 株式会社オアシスMSC
〒144-0052 東京都大田区蒲田5丁目38番3号
蒲田朝日ビルディング8階
03-5711-8211

お問合せ先

株式会社オアシスMSC

〒144-0052 東京都大田区蒲田5-38-3 蒲田朝日ビルディング8階

TEL：03-5711-8215

※照会時間は、午前10時～午後6時まで（土・日・休祝日を除く）